

件名	愛媛県立自然公園条例等の一部を改正する条例
主管課	自然保護課（財政課、都市計画課、情報政策課）
根拠法令等	自然公園法（昭和32年法律第161号） 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
<p>【改正の概要】</p> <p>自然公園法及び自然環境保全法が一部改正（平成21年6月3日公布）され、平成22年4月1日から施行されたことに伴い、愛媛県立自然公園条例等について、所要の改正を行う。</p> <p>1 愛媛県立自然公園条例の主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的に「生物の多様性の確保に寄与する」ことを追加 国又は地方公共団体以外のものが行う公園事業の執行について、改善命令、原状回復命令等に関する規定を追加 特別地域における行為規制の追加 <ul style="list-style-type: none"> 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること及び本来の生息地等でない動植物を放ち、又は植栽することを知事の許可を要する行為に追加 生態系維持回復事業の創設 罰則の追加 <ul style="list-style-type: none"> 公園事業に係る原状回復命令の違反 1年以上の懲役又は100万円以下の罰金 公園事業の適正な執行を確保するための改善命令の違反 50万円以下の罰金 <p>2 自然環境保全条例の主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的に「生物の多様性の確保に寄与する」ことを追加 特別地区における行為規制の追加 <ul style="list-style-type: none"> 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること及び本来の生息地等でない動植物を放ち、又は植栽することを知事の許可を要する行為に追加 生態系維持回復事業の創設 罰則の見直し <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県立自然公園条例と同程度の水準に引き上げ <p>3 その他関係条例の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県手数料条例 国定公園利用調整地区立入認定申請手数料及び国定公園利用調整地区立入認定証再交付手数料の改正 愛媛県屋外広告物条例 条項ずれの改正 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 条項ずれの改正 	
施行日	平成22年10月1日（一部は公布日）
<p>【その他参考事項】</p>	